

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

津南町

2 構造改革特別区域の名称

名水の郷 津南どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

津南町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 津南町の地勢

津南町は新潟県の最南端に位置し、東は旧中里村（現十日町市）、西は長野県栄村、南は湯沢町、北は旧松之山町（現十日町市）と接している。町の南西から北東に流れる信濃川と、これに合流する中津川等の河川に沿って、雄大な河岸段丘を形成している。冬期間が長く、日本有数の豪雪地帯である一方、夏は北西の涼風に恵まれ高原性のさわやかな気候が続く。

東西 13.4km、南北 24.4km、面積は 170.28k m²で、その内訳は農用地 20.9%、林野 67.2%、その他 11.9%となっている。

(2) 津南町の人口（平成24年4月1日現在）

総人口 10,957人

世帯数 3,642戸

(3) 津南町の気象

気候は日本海式気候で、冬期は11月中旬から4月中旬までと長く日本有数の豪雪地帯である。気温については、過去20年間の年平均気温は約10.3℃となっているが、年間の温度差が大きいのが特徴である。年間降水量は約1,800mmでその半分以上は冬期間に「雪」として降り、年間平均累計降雪量は10m以上にもなり、最高積雪は2～3mになる。

(4) 津南町の沿革と産業

津南町は昭和30年に町制が施行され、先人の懸命な努力と郷土愛に支えられながら、町づくりを行ってきた。昭和48年に着工された国営総合農地開発事業が平成14年に完工し、「農を以て立町の基と為す」精神のもと農業を基幹産業として位置付け

て進展を図ってきた。

直近の農林水産物販売額は、稲作が 21 億円で 43%、畑作が 13 億円で 27%、畜産が 8 億円で 16%、林産が 6 億円で 14%、総販売額 48 億円となっている。しかし、近年の農業を取り巻く情勢の変化や、農業従事者の高齢化、後継者の不足などにより農林水産物販売額は横ばいの状況にある。農林業センサスによる農家数は昭和 50 年の 2,540 戸が平成 22 年は 1,710 戸と 830 戸減少している。1,710 戸の内訳は専業農家 14%、第二種兼業農家 43%と農業以外で収入を得ている農家が半数近くを占めている。

(5) 津南町の観光

津南町は自然に恵まれた町であり、幻想的な雰囲気と伝説が息づく全国名水百選「竜ヶ窪の池」、真夏の畑に咲く約 50 万本のひまわり、春の新緑や秋の紅葉、多くの温泉、さらに冬のスキー客など、毎年約 50 万人の皆さんが観光資源のある津南町を訪れている。

津南町には現在 21 の宿泊施設や観光施設があるが、自然環境に恵まれた中で生産される津南産コシヒカリのお米、にんじん、アスパラガス、スイートコーンなどの畑作物、地酒、きのこ、わらび・ぜんまいなどの山菜が観光客に好評をいただいている。

(6) 秋山郷の場所及び特徴

本計画による最初の実施主体は秋山郷にある。

秋山郷は、信濃川の支流である中津川上流に位置する越後（新潟県）7 集落と信州（長野県）5 集落の約 30km の区間の総称で、東を苗場山、西を鳥甲山に挟まれた山間地域である。日本の秘境 100 選にも選ばれている。

今から約 180 年ほど前、江戸時代の文人で「北越雪譜」の著者として有名な鈴木牧之がこの地を訪れ、「秋山記行」を著し、秋山郷をはじめて世に知らしめました。鈴木牧之は秋山記行の中で、「桃源を尋ねる心地して、秋山に尋ね入りぬ」と述べ、秋山の景観を絶賛し、人々との交流で命の洗濯をしたと感嘆している。新緑、紅葉の季節にはたくさんの旅行者やカメラマンが訪れている。

越後秋山郷の集落は高齢化率（65 歳以上人口）が平均で 60%と高齢化が進み、総世帯数 70（1 集落平均 10）となっている。自然と共に生き、自然と共に暮らしてきた地域であり、小規模農地を利用しながら生計をたててきた。また、観光客を見込み、宿泊施設も越後秋山郷には 3 施設あり、他にも民具、食料品等を販売する売店が数件営業を行っている。また、秋山郷地域は日本有数の豪雪地帯で、平成 18 年 1 月の豪雪のために道路が全面交通止めとなり、秋山郷集落が一時孤立した模様が全国に報道された。

5 構造改革特別区域計画の意義

津南町には、現在宿泊・観光施設が4、宿泊施設が13、観光施設が4施設あり、温かい人情と温泉を利用したもてなしで好評をいただいている。このうち、民間の施設経営者は農業を営んでいるが、小規模農家であり、生産した農産物に付加価値を付けて販売することが課題となっている。このことから農業をベースに住民自らの努力により地域の活性化を図ることを、行政としてバックアップすることが必要であり、町の活性化にも繋がるものである。

町では今年度から秋山郷地域の観光をより推進するために、隣の信州秋山郷と連携し統一観光看板の設置や、マスコミを招へいし秋山郷の魅力を全国に発信する事業を計画している。

本構造改革特別区域の認定により、町内で最初に秋山郷地域の旅館経営者が温泉を利用した濁酒を提供できるようになれば、秋山郷観光に大きな付加価値を加えることができる。今後町内の宿泊・観光施設でも続いて濁酒の製造と提供ができれば、町の観光が単泊型・通過型から滞在型・滞留型へ転換していけるものと期待を寄せている。

6 構造改革特別区域計画の目標

近年新潟県では中越地震や中越沖地震、津南町においても平成23年は東日本大震災の翌日に発生した長野県北部地震、豪雨被害、さらに豪雪被害と立て続けの自然災害に見舞われ、災害復旧に追われている。

このような自然災害や風評被害も原因で津南町への入込客が減少しているが、町としては越後秋山郷の観光地としての拠点化を進めるために今年度から統一観光看板の設置やマスコミを招へいし秋山郷の魅力を全国に発信する事業を計画している。

さらに、豊かな農山村文化や地域資源、多彩な人材等を活用したグリーンツーリズムを推進し、都市部との交流の拡大をさらに推進する。

特に秋山郷地域を中心にして、豪雪地の寒さと澄んだ空気が生み出す津南の地酒や昔ながらの景観に触れる機会を拡充し、農家民宿の拡大など、滞在機能の強化を図ることで、「もてなし」の心でつくる滞在型観光の振興を推進する。

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、構造改革特別区域を設置し、地域の活性化を目指すものであり、自ら作った米で濁酒を造り、町を訪れる方をもてなすことにより、付加価値を付けることができ、お客様との結びつきをより強いものにするのが可能となる。

新たな観光資源としての濁酒を提供することで、既存のリピーターに加え新たに津南町を訪れる観光客を獲得し、交流と連携を活発にし、地域経済の活性化に寄与することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画に基づき、実施主体である宿泊施設が平成25年度までに1件濁酒の製造を開始し、平成30年度には3件に増やしていく予定である。これにより入込客に滞在型としての観光地の魅力が増し、地元住民にも「やる気」が持てるとともに、人と心の交流が活発に進められる。秋山郷地域で交流人口の増加があれば、今後は町内の宿泊・観光施設でも宿泊客の増加が見込まれる。

「名水の郷 津南どぶろく特区」は、これまでの受入型の観光施策を見直し、グリーンツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え行動することにより低迷している活気を取り戻し、地域の活性化を図るものである。

期待される経済的社会的効果は下記のとおり

区分	現在	25年度目標	30年度目標
町内宿泊・観光施設数	21件	21件	21件
上記のうち濁酒製造件数	0件	1件	3件

◎観光客の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。

区分	22年実績	25年度目標	30年度目標
宿泊客数	105,000人	108,000人	110,000人
日帰り客数	390,000人	395,000人	400,000人

(町入込観光客数調査から)

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

- 1 特定事業の名称
707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定日

- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
 - (2) 事業が行われる区域
津南町全域
 - (3) 事業の実施期間
上記2に記載の者が、酒類の製造免許を受けた日以降
 - (4) 事業により実現される行為
上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により、旅館・民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し、濁酒を製造、そして特産品と位置付け、来町者に提供することで観光客誘客の促進及び交流人口の一層の拡大が図られる。
なお、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査対象となる。
町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。